

平成28年度
第 4 回

東大和市都市計画審議会会議録

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

東 大 和 市

平成28年度
第 4 回

東大和市都市計画審議会会議録

日時：平成29年3月30日（木）

午前10時～午前11時50分

場所：東大和市役所会議棟 第6会議室

○委員の出席・欠席

出・欠	議席	氏名	出・欠	議席	氏名
出	1番	武石岩男 委員	出	7番	木戸岡秀彦 委員
出	2番	小嶋哲夫 委員	欠	8番	藤木仁成 委員
出	3番	宮崎 晃 委員	出	9番	野崎俊幸 委員
欠	4番	松本暢子 委員	出	10番	吹浦秀俊 委員
出	5番	二宮由子 委員	出	11番	大越 武 委員
出	6番	根岸聡彦 委員	出	12番	杉本昌美 委員

○市側出席者

職名	氏名	職名	氏名
都市建設部長	内藤 峰雄	環境部長	田口 茂夫
都市計画課長	神山 尚	ごみ対策課長	松本 幹男
計画調整係長	関根 崇	小平・村山・大和衛生組合	
都市計画係長	各務 悟史	計画課長	伊藤 智
地域整備係長	梅山 直人	参事	片山 敬
都市計画係	原口 力哉	計画課主査	菅家 幸樹
都市計画係	小林 俊介		
都市計画係	原島 哲司		

1. 議題

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画（原案）の一部変更について（報告）
- 第3 東京街道団地地区地区計画（原案）等について（報告）
- 第4 （仮称）3市共同資源物処理施設について（報告）

2. 傍聴者

7人

○（内藤都市建設部長） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、平成28年度第4回東大和市都市計画審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

若干早いですけれども、今日予定されている方、全員のご出席がございましたので、はじめさせていただきたいと思います。開会に先立ちまして、委員の出欠についてご報告を申し上げます。

本日の会議に当たりましては、松本委員、藤木委員から欠席のご連絡をいただいております。したがって、本日は、定数12に対しまして、10人の委員の方のご出席をいただいておりますので、東大和市都市計画審議会条例第7条の定足数に達していることをご報告申し上げます。

続きまして、傍聴の申し出がありましたので、ご報告いたします。また、傍聴者に入室していただきますので、ご了承いただきたいと思います。

なお、東大和市情報公開条例第30条及び東大和市都市計画審議会運営規則第11条により、会議は原則公開となっておりますことをお伝えいたします。

これ以降につきましては、会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（傍聴者 入室）

○（会長） 皆さんこんにちは。ただいまから、平成28年度第4回東大和市都市計画審議会を開会いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1、会議録署名委員を指名いたします。

東大和市都市計画審議会運営規則第12条第2項の規定により、2番、小嶋委員をお願いいたします。

次に、日程第2「芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画（原案）の一部変更について」、ご報告いたします。

神山都市計画課長。

- （神山都市計画課長） それでは、ただいま議題となりました「芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画（原案）の一部変更について」、ご説明申し上げます。

事前に配付しております資料1をご用意ください。

資料1にインデックスがついております。インデックスの資料1－3をご覧ください。

見出しの「1 都市計画原案と一部変更の有無について」であります。

表にありますように、昨年11月に開催いたしました本審議会におきまして、4種類の都市計画原案をご説明しております。このうち変更が生じた案件は、一番上の芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画原案であります。本日は、変更の内容のみ説明させていただきます。

見出しの「2 一部変更の理由について」であります。東京都は、新青梅街道の拡幅部分について、建築基準法第42条第1項第4号に規定された特定行政庁の指定を受けるための手続を行っていましたが、昨日、3月29日に、特定行政庁の指定を受けたとのことでございます。この指定によりまして、新青梅街道の拡幅部分が、建築基準法上の道路として取り扱われることとなり、容積率を段階的に制限する必要がなくなることから、地権者の生活再建に資するよう、一般型地区計画へ変更するものでございます。

次に、見出しの「3 一部変更の内容について」でございます。

図の左側が、変更前の誘導容積型地区計画、右側が、変更後の一般型地区計画であります。

緑色に着色した箇所が、建築基準法上の道路、橙色に着色した箇所が、建築敷地であります。

左側の変更前の誘導容積型地区計画では、新青梅街道の拡幅部分が橙色で建築敷地となっております。この建築敷地は、現在の幅員18メートルの新青梅街道に接道しております。誘導容積型地区計画では、道路の供用開始前に、目標容積率の200%を使用するには、特定行政庁が、交通上、防災上、安全上、衛生上、支障がないと認定する必要がございました。

右側の変更後の一般型地区計画では、新青梅街道の拡幅部分が緑色で塗られておりまして、建築基準法上の道路となっております。この建築敷地は、

幅員30メートルの新青梅街道に接道することとなります。一般型地区計画では、道路の供用開始前であっても、特定行政庁の認定なしで、目標容積率の200%を使用することができます。

以上のように、地権者の円滑な生活再建に資するよう、一般型の地区計画に変更するものでございます。

インデックスの資料1-2をご覧ください。

インデックスの資料1-2です。計画書及び計画図の新旧の対照表になっていますA3の紙でございます。上段が「旧」でございます。下段が「新」でございます。変更箇所は赤字で記載しております。

上段の「旧」において、赤い部分が斜線で削除されております。これは、一般型地区計画への変更に伴い、容積率を段階的に制限する必要性がなくなることから、削除するものでございます。

下段の「新」において、赤字部分が加筆されております。これは、地区計画の目標に、都市マスタープランにおける新青梅街道沿道の土地利用の方針を加えることで、本地区計画の位置づけを、より明確にしたものでございます。

2ページをお開きください。

上段の「旧」において、真ん中あたりに、「地区の区分」としまして、赤字で地区-1から地区-3まで3種類あります。今回、一般型の地区計画に変更するに伴い、容積率を段階的に制限する必要性がなくなることから、下段の「新」においては、赤字で地区-1、地区-2の2種類とするものでございます。また、上段の「旧」におきまして、「建築物の容積率の最高限度」、こちらを削除しております。

なお、下段の「新」における地区-1と地区-2の違いにつきましては、3ページをお開きください。3ページの上のほう1行目に、「壁面の位置の制限」とございます。これは、新青梅街道からの壁面の位置を制限するものでありますが、この制限が地区-1のみに該当することによりまして、地区-1と地区-2の区分が生じるものでございます。また、赤字部分の壁面の位置の制限に変更がありますが、これは表現の変更、表現の整理でありまして、制限の内容に変更はございません。

4ページをご覧ください。

先ほどご説明いたしました、広域幹線道路沿道地区の区分が3種類から2種類になることに伴い、ご覧のとおり、計画図においてもこれを整理するというものになります。

最後に、インデックスの1－3をご覧ください。1－3の2ページになります。

上段の表でございすけれども、本件につきましては、平成29年2月に、ご覧のように公告・縦覧、意見書の受付及び説明会を行ってきました。このうち説明会におきましては、見出しの「5 説明会での主な意見の概要について」、こちらに記載のとおり、地区計画に関する意見はございませんでした。また、意見書の提出もございませんでした。

次に、見出しの「6 今後の予定について」でございす。

今後につきましては、ご覧のとおり、平成29年6月の都市計画決定に向けて、手続きを進めていきたいと考えています。

説明は以上でございす。よろしくお願いいたします。

○（会長） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

○（委員） すみません。ちょっと確認でございすが、資料1－1の6ページ、拡大した原案のA3の横の資料にございすが、凡例にあります網かけの格子になった部分が、広域幹線道路沿道地区2という格子の網かけになったところですが、当東大和警察署の敷地の半分のみがこれにかかり、残りの部分には低層住宅地区の部位になるんですが、この網かけの広域幹線道路沿道地区の幅の定めは何か決まりがあるのか、それが第1点の質問です。

2つ目は、地区がまたがる場合、制限はどちらにかかるのかというところ。

3つ目は、警察施設が老朽化をしておりますして、建築予定も、実は本部と折衝中でありまして、今後、警察施設を現場所に建替えるに際して、今回の変更が新たな規制を加えるようになるかどうか、この3点についてお願いします。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 1点目の広域幹線道路沿道地区の幅でございますけれども、新青梅街道の拡幅後の道路端から30メートルになります。

○（委員） 格子状の網かけ部分は、図上で計測すると15メートルですね。

○（神山都市計画課長） 広域幹線道路沿道地区1の区域でしょうか。

○（委員） 2の地区。都市計画道路の幅員だと思いますが、それに接する格子状の網かけ2のほう。広域幹線沿道道路、これが15メートルで線を引かれていますけれども、これは規定があるのでしょうか。これはいわゆる一部地域の半分もきっているんで、それはもっと幅を広げるとかそういう、いわゆる沿道住民に対する生活再建に資するという意味では、幅広くてもいいんじゃないかという。

何か根拠はあるんですか。資料1-1の6ページの話ですけれども、図面を見ながら。

○（神山都市計画課長） 要は壁面の話ですよ。

○（委員） 15メートル、これね、図測すると15もあるんですよ。縮尺勘定。これが30とすると、これは15になっている。こっちの敷地が、半分まで来ているんだけど、だから根拠規定があって15にしているのか、生活再建に資するということであれば、幅広は可能なのかという意味なんですけど。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） すみません。図面の広域幹線道路沿道地区1、それから広域幹線道路沿道地区2の区分けですけれども、今の現道から20メートルが準住居地域ということになっておりまして、その範囲がこの線ということにしてあります。今の新青梅街道の18メートルから20メートルの区域が準住居地域というところなんです。そのラインがこの区分けの境になります。

○（委員） 一般型地区はそうなるんですか。今、神山さんが、先ほど、方向を説明された1-3の誘導型から一般型に変わりますという話の、その場所が、網かけの部分のみというか、そこが20メートルの範囲だという。

○（神山都市計画課長） 沿道に接している土地については全てそうなります。

○（委員） 全てですか。

○（神山都市計画課長） はい。

○（委員） そうすると、この網かけのほうは、広域幹線道路沿道地区2というのは、どういう意味合いがあるんですか。

○（神山都市計画課長） それはですね、計画書の4ページになりますけれども、上のほうに、「壁面の位置の制限」というのがあります。ちょっと見づらいんですけども、この壁面の位置の制限がかかるのが地区1になるという。

○（委員） 地区1はわかるんですよ。だから地区2。

○（神山都市計画課長） 地区2については、この制限はかからないというふうに。

○（委員） 地区1は、まさにあれですね。一部、1も入るんですか。

○（神山都市計画課長） 地区2は新たに準住居地域になるところなんですね。

○（委員） そうですね。そうしますと、ごめんなさい、私の説明がちょっとというか、答えが、勘違いしてまして、斜め斜線の部分と縦格子の部分と今度は丸ぽつぽつと、3つの用途別地域に、うちの警察敷地が分かりますよね。これは制限がどうなるのですか。

○（神山都市計画課長） この制限に、用途につきましては過半ということになりますので、警察さんの敷地の中の用途が、今、準住居と一低層に分かれるんですけども、多い面積のほうの用途が適用される。

○（委員） そうなんですか。

○（神山都市計画課長） 建蔽、容積については、按分されることになります。

○（委員） 実際、6メートル、道路用地に返還されちゃうんで、そこよりも北側から施設建設用地になる、そこはじゃ上乗せしたみたいなの、もうちょっと大きな建物も可能になりますか。

○（神山都市計画課長） 今回、その準住居地域という土地利用の自由度が広がる用途が、今まで道路端から20メートルだったのが、新しい道路の端から30メートルになるということです。

ですので、この沿道の敷地の皆様としては、土地利用の幅が広がってくる、

それだけ道路の幅員が広がりますので、それに見合う用途を設定しているということがこの考え。

○（委員） で、その幅も20メートル以内という。

○（神山都市計画課長） 新しい道路の道路端から、30メートルに拡幅された道路端から30メートル、そこが準住居地域というふうになります。

○（会長） 内藤部長。

○（内藤都市建設部長） 用途指定の面で少し説明させていただきますけれども、路線式にこのように用途地域を設定する場合には、道路の端から20メートルというのが一般的に定めています。

また、新青梅街道のように広域幹線道路である道路については、そこから30メートルの幅をとって、土地利用が図れるようにということで、幅を広くして設定しております。これは、用途地域等の指定方針、指定基準というもののの中で定めておりまして、その基準に基づいているということです。

また、東大和市から東のほう、東村山とか、その先についても、同じように、広域幹線道路は30メートルでいっていますので、それとの整合をとっております。

今、ご質問いただきましたように、広がっているというのは、現在18メートルの道路端から20メートルまでしか準住居という用途地域がないんですけれども、ここについては、この都市計画道路の整備にあわせて、このように、この東と合わせるような形で30メートルの線で指定していこうという方向性を、方針を持っておりまして、今回変更するに当たりまして30メートルにしたということでありまして、先ほど都市計画課長のほうからご説明申し上げましたように、土地利用の活用の仕方では大きく有利な、土地所有者にとってはですね、自由度の高いものになっていくというふうに捉えております。

それから、新たな規制となるか、この変更がですね、新たな規制となるかといった部分では、地区計画でいろいろと定めている状況がございますので、それに適合させるということで、この東大和警察署のような大きな敷地であれば、それほど大きな規制にはなるというふうには、建築の計画がどうなるかというのを見てみないとわかりませんが、この地区計画に適合させていただくという内容になりますので、それほど、大きな敷

地について大きな規制になるというふうには捉えておりません。

以上でございます。

○（委員） それほどという部分がよくわからない。

○（委員） いいですか。あれですよ、色というか、格子が違うから、規制がまだ、この格子のところまでみんな同じになるということですよ。それが、だからマークが違うから、違うと思っちゃうんですよ。

○（委員） 低層の部分がほとんどで、広域の地区2がややあってというところで、うちとしても、今4階建てですけれども、5階建てにするかというふうな、建築と考えたときに、じゃこの計画がちょっと足かせになってみたいなのではないというふうに理解していいのかと。

○（会長） 内藤部長。

○（内藤都市建設部長） 高さについては、用途地域以外にも制限がございまして、絶対高さを制限する、25メートルといったものは準住居のところにかかっています。

ただ、それから北側の低層住宅地については、用途地域で、第一種低層住居専用地域については10メートルという制限もございまして、また北側斜線という建物の形を、形態を制限するような規定もございまして、それに適合させるような形であれば、その高さが使えるということになりますので。

○（委員） 1つの地域で、低層地域のところの網かけがかかったところは10メートルまでしか建物は建てられませんよと、それ以外25ですよということですか。

課長さんがおっしゃったそれは、1つの地域の場合は、大きな緩和のほうに全体が及ぶという考えではないんですね。

○（会長） 内藤部長。

○（内藤都市建設部長） 用途地域だけでなく、高度地区といった制限もございまして、それぞれの制限を満たさなくてはいけないんですね。その制限によって、建物の形態が変わってくるということになりますから、建物をどう配置するかにもよって、どのくらいの高さのものが、総6階建てができる

のか、例えば新青梅街道側に寄せれば高いものができますけれども、その低層住居のほうにかかってくれば、その部分はその制限に合わせていかなければいけないというふうな話でございます。

○（委員） そうすると初めの質問、広域幹線道路沿道地区の幅が、これはもう20メートルの幅でもう決まって、ラインとして引いているということだから、ずらせないということですね。

○（内藤都市建設部長） これは現在の準住居地域に用途地域が指定されている部分が、この地域ということ。

○（委員） わかりました。ありがとうございます。

（発言する者なし）

○（会長） それでは、ないようですので、質疑は終了いたします。

次に、日程第3「東京街道団地地区地区計画（原案）等について」、ご報告いたします。

神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） それでは、ただいま議題となりました「東京街道団地地区計画（原案）等について」、ご説明申し上げます。

事前にお配りいたしております資料2をご用意ください。

本件は、都営住宅の建替事業を契機といたしまして、東京街道団地地区の特性に応じた住みよい街づくりを都市計画の観点から推進するものでございます。今般、都市計画の原案を作成し、街づくり条例に基づく説明会を実施いたしましたことから、その内容についてご報告するものでございます。

最初に、インデックスの資料2-2をご覧ください。

「東京街道団地地区の街づくりの方向性（案）」とございます。

これは、東京街道団地地区の現状と課題を踏まえ、都市マスタープランに即した地区の街づくりの考え方を「方向性（案）」として整理したものでございます。

この「方向性（案）」は、このあとご説明いたします都市計画原案作成の考え方のもととなるもので、説明会において使用した資料でございます。

1 ページであります。老朽化が進んでおりました東京街道団地は、平成11年度から平成24年度まで、3 期に分けて建替事業が進められ、現在までに約1,400戸の建替えが完了しております。

今後、東京都が予定しております後期建替事業では、新たに約660戸の建替えが計画されております。

2 ページをご覧ください。

東京街道団地地区の現状と課題でございます。

上のグラフをご覧ください。2本の折れ線グラフがございますが、これは高齢化率をあらわしたものです。上の折れ線は、東京街道団地を含む清原地域・新堀地域の高齢化率、下の折れ線は、市平均の高齢化率をあらわしております。ご覧のように、清原・新堀地域の高齢化率は、市平均を10ポイント程度上回っていることがわかります。

下のグラフは、高齢者のみの世帯の割合をあらわしたものでございます。黄色の棒グラフは高齢夫婦のみの世帯、橙色の棒グラフは、高齢単身世帯でございます。左の緑の棒グラフは、東大和市全域、それ以外は東京街道団地を含む清原地域でございます。ご覧のように、清原地域は、市全域と比べて高齢者のみの世帯の割合がかなり高いことがわかります。

以上のように、東京街道団地は高齢化が進んでおり、高齢者のみの世帯の割合が高い現状がうかがわれます。そこで、高齢者を含めた全ての人が、安全・安心で生き生きと生活できる街づくりが課題となっております。

1 ページ飛ばしまして、4 ページをご覧ください。

都市マスタープランにおける「清原・新堀地域の街づくり方針図」であります。都営東京街道団地は、建替え計画を踏まえ、一団地の住宅施設を廃止し、オープンスペースを備えた良好な中高層住宅地として維持するとともに、公共公益施設や生活支援機能等の誘導も視野に入れて地区計画を検討することとしております。

5 ページをご覧ください。

「東京街道団地の整備の方向（案）」であります。これは、市の都市マスタープランの内容に即した形で、東京都から、昨年３月に示された後期建替事業の方向であります。団地の中心部、青色の破線で囲われたゾーンに生活支援施設を、その北側の緑色の破線で囲われたゾーンに公園を、団地北東部の青色の破線で囲われたゾーンには市の要望に基づいて運動広場を、残る橙色の破線で囲われたゾーンには都営住宅を配置するというゾーニング案となっております。

６ページをご覧ください。

これまでの内容を踏まえ、市といたしまして、地区の街づくりについて、①として、安心して暮らせるまち、②として、生き活きと暮らせるまち、③として、緑に囲まれたまちの３点を方向性として整理するとともに、公園などの配置を示しております。

図の青色の生活支援機能は、スーパー、飲食店、医療、福祉などの生活支援施設を誘導する区域でございます。そのすぐ上、北側の緑色は、地域の憩いの場となる公園でございます。団地北東部は、運動広場の区域となっております。橙色の区域につきましては、新たに都営住宅を建設する区域です。

なお、地区計画は具体的な施設を定めるものではございません。例えば、生活支援機能であれば、都市計画決定後、民間活力の導入も含めまして、東京都が市と連携しながら検討を進めるなどして、具体化していくこととなります。

運動広場につきましては、東大和市は他市に比べて運動施設が少なく、地域の南部に集中している現状を踏まえ、市が東京都へ要望した結果、位置づけられたものでございます。こちらにつきましても、都市計画決定後に施設の具体的なことを詰めていくこととなります。

また、住宅の区域につきましては、東京都は平成29年度中の着手を目指しているとのことでございます。

ただいまご説明いたしました東京街道団地地区の街づくりの方向性を実現するために、３種類の都市計画の原案を作成しました。

インデックスの資料２－１をご覧ください。

1 つ目の原案でございます。

「1 種類・名称」であります。立川都市計画一団地の住宅施設、東京街道一団地の住宅施設でございます。これは、この後説明いたします地区計画の決定に伴い、現在、東京街道団地地区のおおむね東側半分の区域に指定されております一団地の住宅施設の都市計画を廃止するものです。

次に、2 つ目の原案でございます。7 ページをお開きください。

「1 種類・名称」であります。立川都市計画地区計画、東京街道団地地区地区計画でございます。これは、東京街道団地地区を対象に、地区計画を決定するものです。

8 ページをご覧ください。

表の上から4段目をご覧ください。「地区計画の目標」であります。その右側の枠の中の3つ目の段落をご覧ください。「一団地の住宅施設に基づき計画的に整備された良好な住環境を確保しつつ、建替事業により創出される用地を活用し、公共公益施設や生活支援機能等を誘導することで地域の利便性の向上及び地域の課題への対応を図る」とございます。

下から3段目の部分をご覧ください。と思います。「土地利用の方針」であります。その右側の枠をご覧ください。本地区を中高層住宅地区と生活関連施設地区の2地区に区分いたします。

中高層住宅地区は、建替事業によりオープンスペースを備えた良質な住宅を供給し、周辺環境と調和した良好な住環境を有する中高層住宅地の形成及び維持・保全を図ります。また、地域の憩いの場となる公園及びスポーツ・レクリエーションの拠点となる広場の整備を図ります。

生活関連施設地区は、地域に必要とされる公共公益施設や生活利便機能等の立地を誘導し、地域の利便性を向上させるとともに、高齢化等に伴う地域の課題に対応することで、にぎわいと活力のある市街地の形成を図ります。

11ページをお開きください。

左下の凡例をご覧ください。凡例の一番上が、地区計画の区域であります。その下の斜めのハッチが、中高層住宅地区であります。その下の黄色の箇所が、生活関連施設地区であります。図面のとおり、こういうふうになっ

てございます。

8 ページにお戻りください。

8 ページの下から 2 段目をご覧ください。「地区施設の整備の方針」であります。その右側の枠の中をご覧ください。これは、地区計画の目標を達成するために必要な地区施設の整備方針を示すものでございます。

9 ページをお開きください。

「地区整備計画」でございます。初めに、地区施設についてでございます。内容につきましては、12 ページの資料でご説明いたしたいと思っております。

12 ページをお開きください。左下に凡例がございます。

1 点目としまして、凡例の 2 段目の区画道路でございます。図面中、グレーの道路が区画道路となります。区画道路 1 号から 8 号まで位置づいておりますが、現状、道路として使用している区域に変更はございません。

2 点目として、凡例では緑色の公園です。公園は 1 号から 5 号までございます。このうち、一番大きな公園、真ん中にあります公園 2 号と、その西側の公園 1 号が新設でございまして、地域の憩いの場となるものでございます。

3 点目といたしまして、凡例では黄緑色の緑地になります。生活関連施設地区の南側に位置してございます。

4 点目は、凡例では青色の広場でございます。スポーツ・レクリエーションの拠点となる運動広場を地区の北東部に新設いたします。

5 点目は、凡例では黄色の児童遊園です。児童遊園 1 から 16 までございますが、新設は、児童遊園 13、東側の 13 と 14、それから今の現状の青い広場の左側ですね、西側にあります児童遊園の 15 と 16、こちらが新設となっております。

6 点目は、凡例で橙色の緑道でございます。緑道 1 から 4 まで、地区を縦断し、緑のネットワークを形成してございます。

7 点目は、凡例では黒の破線で示されております歩道状の空地になります。歩道状空地とは、歩道を補充するために設ける空地の一種でありまして、

安全で快適な歩行空間を形成するものでございます。

10ページをお開きください。ちょっと戻りまして10ページをお開きください。

最上段にございますように、中高層住宅地区と生活関連施設地区の特性に応じて、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限など、建築物等に関する事項を、ご覧のとおり定めるものでございます。

次に、3つ目の原案についてご説明いたします。15ページをお開きください。

15ページ、「1 種類・名称」であります。立川都市計画用途地域でございます。これは、先ほどの地区計画でご説明いたしましたように、生活支援機能等の誘導により、地域の利便性の向上や課題の解決を図るために必要となる用途地域を変更するものです。

17ページをお開きください。

こちらの図面で、黄色に着色した区域、地区計画では生活関連施設地区になりますが、こちらの面積、約2ヘクタールの区域について、用途地域を第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域に変更するものです。

現行の用途地域であります第一種中高層住居専用地域につきましては、店舗については床面積500平米以下、コンビニ程度までとなっております。変更後の第一種住居地域につきましては、店舗については3,000平米までの立地が可能となります。また、医療や福祉に関するものも含めまして、事務所の立地も可能となります。

続きまして、インデックスの資料の2-3をご覧ください。

中段に表がございますけれども、本件につきましては、平成29年2月に、ご覧のように公告・縦覧、意見書の受け付け及び説明会を行ってきました。このうち、説明会におきましては、この見出しの「3 説明会での主な意見の概要」のとおり、ご意見をいただいております。

ご意見のうち、生活関連施設地区につきましては、高齢化に伴い、買い物や通院にお困りの現状を背景といたしまして、多くの方から期待とご要望をいただいております、住民の皆様の関心の高さがうかがわれます。

また、公園につきましては、緑が多い住環境、子供の遊び場、防災性の向上など肯定的な意見がある一方で、管理面での不安の声も寄せられています。

また、団地北東部の運動広場につきましては、市単独で用地の確保が困難なため、東京都へ要望した結果として、原案に位置づけたものでありますが、周辺の商店等から、ほこりや虫の影響を懸念する声が寄せられています。市といたしましては、念願でありました運動広場の用地を確保できる好機でありますことから、今後、東京都とも連携しながら、周辺環境に配慮した整備方法を検討することで対応していきたいと考えております。

資料 2－4、インデックスの資料 2－4 をご覧ください。

都市計画の原案について、提出された意見書と市の見解でございます。

意見書につきましては18通、32人から寄せられています。

1 通目から、2 ページの 6 通目まで、こちらにつきましては、運動広場や公園のしつらえについての意見であります。見解といたしましては、桜の植樹、噴水の設置、駐車場整備などにつきましては、地区計画決定後、東京都と連携して検討していきたいと考えております。

2 ページをお開きください。

7 通目は、住宅、運動広場及び公園のしつらえに関する意見、きよはら児童館の移転に関する意見でございます。見解でございますけれども、住宅につきましては東京都へ伝えてまいります。運動広場及び公園につきましては、地区計画の決定後、東京都と連携して検討したいと考えています。きよはら児童館につきましては、建替えの対象となっていないということでございます。

8 通目、9 通目は、運動広場の位置を公園の南側または東側に移してほしいとの意見でございます。見解ではありますが、団地の高齢化等に対応するため、生活支援サービスを提供する生活関連施設地区を団地の中心に配置するとしております。その上で、生活支援サービスを享受するため、中高層住宅地区を生活関連施設地区の周囲に配置するとしております。また、団地住民等の憩いの場となる公園は、団地の中心部としております。その上で、広域的な利用も見込んだスポーツ・レクリエーションの拠点づくりのための運動広場を配置するとしております。なお、この原案につきましては、東京都と連携しながら作成しております。また、運動広場の整備に

当たりましては、東京都と連携しながら周辺環境への配慮を検討していきたいと考えております。

3 ページをお開きください。

3 ページ、10 通目から 12 通目は、生活関連施設地区に誘導する施設に関する意見であります。原案は誘導する具体的な施設を定めるものではありませんことから、いただいたご意見を参考にしながら、今後、東京都と連携して検討していきます。

13 通目から 18 通目は、その他の意見であります。内容はご覧のとおりでございます。

最後に、インデックスの資料の 2－3 の 2 ページをご覧ください。

インデックスの資料の 2－3 の 2 ページです。「4 今後の予定」であります。今後につきましては、ご覧のとおり、平成 29 年 7 月の都市計画決定に向けて、手続を進めていきたいと考えています。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（会長） 報告が終わりました。質疑があれば承ります。

○（委員） これ、要望なんですけれども、この資料の中では、日本全国そうなんですけれども、高齢化、高齢化って言うてきているんですけれども、ここで団地をまた建設するか、着工するようなことを言われたんですけれども、この地域にやっぱり若い人を呼ぶような方策というんですかね、そういうのを、時間が経っていけば、だんだん高齢化になるんですけれども、なるべく若い方を呼べるような、そういう方策をなるべく練っていただきたいと思うんですけれども、そうすれば、やはり年配の方と若い方の交流も生まれて、まちも活性化するんじゃないかと思うので、そういった面でも、地域としても、その辺を進めていただきたいと思っております。

○（神山都市計画課長） 今の、ご要望ということなんで、東京都とも調整していきたいと思います。

○（委員） 今に関連してなんですけれども、若い方を呼ぶという部分と、やはりこういう施設を、できるということは、共存共栄というのはすごく大事だと思うんですね。そういった意味では、市民の意見をしっかり吟味をして検討をしていただきたい。都のほうに要望をしていただきたいと思います。

○（会長） よろしいでしょうか。

○（委員） 1点なんですけれども、この広場の位置について、近隣の商店街の方から、多分この広場、運動施設ということで、運動施設があると、例えばサッカーであったりとか、野球であったりとか、非常に子供たちが走ったりするとほこり、気候によってはほこりが立つという心配があると思うんですけれども、先ほどのご説明だと、都市計画決定後、東京都と協議の上、そういった改善をしていただけるという認識でよいのでしょうか。

というのも、多分、今は冬の時期ですと北風ですけれども、夏とか春にかけて南風になってくると、多分商店街の方、広場よりも北側に設置されているので、風をもろに受けて、お店のドアが開くたびにほこりが入ってきてしまって、衛生上非常に難しくなってしまうのを懸念されているんだと思うんですけれども、そういった対応というものは、今後東京都との間で協議をしていただけるのか、それとも都市計画決定を、決まってしまう前に、例えば位置の変更をしてくれというふうに、多分要望があると思うんですが、資料2-1の12ページのこの計画図を拝見させていただくと、例えばこの公園にこうやって隣接しながら広場を設置すると、動線として広場と公園が一体感があっていいんじゃないのかなという考えもあるんですけれども、そういったことは多分もう変更はできないということによろしいのでしょうか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） まず、この配置の考え方は、先ほど申し上げましたように、団地の住民の皆さんは大分高齢化していると、買い物も通院も難儀されているという現状を踏まえまして、生活の利便施設を団地の中心にというふうに考えています。

そして、その周りには、その生活支援施設を利用する住民の方々にお住まいいただくというのは、その考えでございまして、そうなりますと、生活支援機能が真ん中にありまして、その周りが基本的には住宅というのを考えていますので、一応現時点で位置の変更というのは考えてはおりません。

ただし、今、委員もおっしゃったようなことは、住民の皆さんからも大分ご意見出ておりまして、伺っておりますので、その辺は、市も東京都も認識しておりますので、今後連携して進めていきたいというふうに思っています。

○（委員） おっしゃっていることはよくわかるんですけども、そうすると、施設、商業施設だとかそういった、病院だとか、そういうものは中心に置いて、その周りに住宅という話ですよね。そうすると、12ページにある公園2号というのは、その中心となる商業施設とか、そういうものに隣接していますよね。

それに隣接した形で公園と広場も一体にすれば、特に支障はないのではないかと私は思うんですけども、それはちょっと考えが違って、それはいいんですけども、そうすると、東京都と今後、例えば近隣住民の方、特に商店街の方だったというんですけども、そういった意見を聞いていただいて、何らかの対応をしていただけるといふような認識でよろしいのでしょうか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 今この場で、こうしますというのを、こちらで言い切れないんですけども、課題として認識しておりますので、今後検討していきたいと考えております。

○（委員） わかりました。いい対応をお願いいたします。

○（委員） 商店街はもう二、三年前に解散して、今、商店街はなくて、個人個人の商店ということだと思うんですけども、それで考え方にそれぞれ、このほうが商売上いいよという意見と、そうするとやっぱりまずいよと、今、言われたようにね、やっぱり意見が両方、考え方が違って、例えばここが、だから運動公園がなくて、全部住宅だけになって、そうするといつも同じ人がいて、そこから買いにきてくれる人が、ふだん、日常のお買い物だったらいいんですけども、そういう商売じゃない人が、やっぱりほかからもたくさん人が集まってくれて、その人たちが自分のお店に来てもらって、来たほうが商売上はいいよという人もいるんですね。

だから、ただ、運動公園のほこりだとか土だとか、そういうことさえ、ちゃんとびしっとしていただければ、かえって人がお店のほうには誘導できていいのではないかなという意見もあって、確かに昔みたいな運動公園で、ほこりが来ると、やっぱりこれから春先は、もう本当に営業にマイナスになると思うんですよ。ただ、その点をちゃんとしていただければ、どっちがいいと一概には言えないと思うんですね。かえってよそから大勢来ていただいたほうが、商売上はプラスかなという人もやっぱりいるんですね。

だから、そういう意見が両方あるということで、ただ、ほこりだけはね、やっぱりその管理というか、ちゃんとやっていただければいいかなと思うんですけれどもね。

○（委員）　今、委員の関連なんですけれども、ほこりが出ていますと、例えば確かに平たいグラウンドで遊んだり、いろいろするのはいいんでしょうけれども、例えばの話ですけれども、そこに芝生を入れるとか、それであれば、そのほこりに関しては多分解決していくんだということになるんじゃないかなと思いますので、これはちょっと意見として、こちらの意見ですけれども、そういうところも東京都のほうに言ってもらいたい。

○（委員）　そもそもの基本的なことなんですが、この都市計画案は既存の都市計画を、地区計画を廃止して、新しくつくりかえるわけでしょう。

○（神山都市計画課長）　一団地を廃止して。

○（委員）　一団地としてね。10ヘクタールぐらいふえている、たしかね、新しいのは。既存のが16.7でしょう。この部分をどうやってふやして拡大したのか、ちょっと説明してください。

○（会長）　神山課長。

○（神山都市計画課長）　インデックスの資料2－1の6ページをご覧くださいますと、都市計画図なんですけど、一団地の住宅施設というのは、この団地の東側のほうに設定しております。

そして、今回は、この赤い枠で囲まれた一団地の住宅施設を廃止して、東京街道団地地区の全域に地区計画をかけるものです。

○（委員）　全体に網かけして、というかたちですね。

○（委員）　今ご説明受けたこの計画案の3つの案が一つの案で、ここで、きょう、この案が決定されて、今後東京都と協議が始まるという理解でよろしいんですか。

それで、案の構築とか意見の集約というか、意見の反映というのは、今後、この場面では、そういうのはなし、委員の話もありましたが、これはあくまで原案。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 資料２－３の２ページ目をご覧ください。予定表があります。現段階の予定なんですけれども、この後、４月中旬ごろ東京都との協議、それから５月上旬から下旬にかけて公告・縦覧、意見書の受け付け、それから５月の中旬に説明会の開催という、こんな流れなんですけれども、５月上旬、下旬に案の公告というのがありますので、本日も説明しているのは原案、これを案に、「原」の字を取って「案」に変えると、その段階で意見が反映できるものは反映していくという形です。

○（委員） きょうは原案。

○（神山都市計画課長） はい。

○（委員） 「原」を取るタイミングというのは誰が決定するんですか。

○（神山都市計画課長） 審議会に報告させていただいて、その後、市長が決定いたします。

○（委員） もう一回そこで審議すると。

○（神山都市計画課長） いただいたご意見も踏まえながら、今度は案を作成してまいります。

○（会長） 委員、よろしいですか。

○（委員） はい。わかりました。

じゃ、もう一点質問させてください。

○（会長） はい。どうぞ。

○（委員） 道路整備は既存の道路がというお話でしたけれども、この区画の道路は、確かに縦横の縦横断道路は結構早期に整備をされていて、もう細街路という、さらにそれ以外の道路、かなり直線道路ではなくて狭い道路もあるというふうな認識を持っているところなんですけれども、そこは、道路は区画道路１号から何号ですか、この道路以外の整備はあるのですか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 団地内に通路というのが、今もあるんですけども、これから建替えの中で、団地をどこに配置するかというのを決めて、その中に団地の方が利用する通路をつくっていきます。その時期はまだ決まっていません。

○（委員） もう一点いいですか。

○（会長） はい。

○（委員） こういう都市計画もいいんですが、この公共交通等へのアクセスとかっていう部分は、何か反映とか、そういうところのリンクというのはあるんでしょうか。やっぱり一団地では生活等公共施設もあってということですが、やっぱり最寄りの駅、鉄道施設に行くには、ここはバス路線だけだというふうに認識していますけれども、そこら辺の、こういうふうにつくり上げる中で、さらに本数がふえるというか、そういう周りにはもっと路線がふえていく、何かそういうところのニーズのご理解というのは。

○（会長） 都市計画課長。

○（神山都市計画課長） こちらの地域は、路線バスはもう路線バスで走っていて、便数的にもかなり出ております。久米川とか東大和の駅まで行くのであれば、路線バスは比較的便利だし、ただ市役所とかまで行くには乗り換えしたりとかということが出てくるんですね。

それで、以前、東大和市のコミュニティバス、ちょこバスも、こちらの地域に入っていたんですけども、利用者が少ないといった、他の事情もありますけれども、そういったことで、ルートを変えて、今、ちょこバスというのは走っておりません。

それで、市の考え方といたしましては、こういった地域の交通をどうやっていこうかということにつきましては、住民の皆さんと協働で考えていく。市民参加で住民の皆さんと市と一緒に、ルート、その他を考えていきまして、あと、その交通を残すためには、やっぱり地域の人に乗ってもらわないことには残せませんので、そういう意味でも、一緒に参画してやりませんかということで、説明会なりをしているんですけども、こちらの地域につきましては、まだ協働で一緒にやるというところまでの段階には至っていない。

○（会長） 委員、よろしいですか。

○（委員） 最後に要望ではないんですけれども、いわゆるこの原案から「原」が取れる段階において、この市民の意見が反映されたものができるような、いわゆるつくりをお願いしたいというふうに、そこは要望したいと思います。

○（会長） よろしいですか。

（発言する者なし）

○（会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、日程第４「（仮称）３市共同資源物処理施設について」、報告いたします。

本件につきましては、関係職員を出席させて報告いたします。関係職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

（関係職員 入室）

○（会長） それでは、報告をお願いいたします。

伊藤計画課長。

○（伊藤計画課長） こんにちは。小平・村山・大和衛生組合の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、前回、平成29年１月30日に開催をされました平成28年度第３回東大和市都市計画審議会におきまして、委員さんのほうから資料の要求がございました件につきまして、本日資料３－１から３－４を配付させていただいております。

それでは、資料の説明をいたします。

まず、資料３－１、インデックスの３－１でございますが、「３市共同資源化事業に関する基本事項確認書」を締結するに至った経緯をご説明させていただきたいと思います。

３市共同資源化事業につきましては、平成19年12月に、まず１つとしまして、用地につきましては、現東大和市暫定リサイクル施設用地とすること、２つとしまして、共同処理の対象は、瓶、缶、ペットボトル、その他プラスチック、乾電池、蛍光管の６品目とすること、３つとしまして、資

源物処理施設は原則公設とすることなどが確認をされておりまして、そのことを受けまして、平成22年4月、3市共同資源化推進本部のほうで、「3市共同資源化事業の推進について（報告）」のほうをまとめております。

しかし、その後、同年6月に、東大和市におきまして施設の受け入れが困難であるとの決定があり、この状況では焼却炉の更新ができなくなることから、組織市間での調整が行われ、平成24年11月、東大和市から、その他プラスチックとペットボトルの2品目を処理品目とする代替案、こちらが示されたことで、この確認書を交わすに至りました。

主な内容につきましては、1ページをご覧ください。見出しの1、住民の理解を得るための4団体の一致した行動をとることについて。次に2ページ、見出しの2ですね、2品目の処理施設とすることについて。続きまして3ページです。見出しの3ですね、処理する資源の取り扱いについて。見出しの4、環境配慮及び地域還元施設について。見出しの5で、今後の方向性を検討する場についてとなっております。最後の4ページでは、今後のスケジュール等についてとしております。

なお、今後のスケジュール等についての、ここの3の事業説明にありますとおり、周辺住民を対象とした説明会を、平成25年2月14日と16日、そして17日に、桜が丘市民センターで行いまして、また、同日、2月17日なんですが、こちらのほうは衛生組合でも説明会のほうを行っております。そして、3市市民を対象に、小平市及び武蔵村山市並びに東大和市、こちらにつきましては会議棟におきまして、説明会のほうを開催させていただきました。

これらの説明会を行った結果の報告と事業の今後についてをまとめた資料が、インデックスでついております3-2ですね、3-2の「3市共同資源化事業の今後について（報告）」というものでございます。

こちらの報告書では、1ページから5ページにかけて、説明会の実施結果をまとめまして、6ページでは、見出しの3、説明会で見えてきた事業の課題をまとめまして、7ページでは、見出しの4ということで、事業の今後についてをまとめて、その中において、（1）住民の理解については、説明会の参加者が、事業の進め方に対しまして不信感を持っていること、事業に対して説明会参加者が望むような参画できる機会もないことから、事業に対する不安が増していることを挙げ、説明会での意見等や考え方の違いといった状況から判断すると、参加された地域住民の事業に対する理解が得られたとは言いがたいものとしてございます。

(2) で、4 団体の事業への考え方につきまして、今後のごみ処理焼却施設の更新という喫緊の課題に取り組んでいくために、3 市のごみ処理の枠組みの中で重要な位置づけと認識をしまして、市民生活に必要不可欠な施設としまして、3 市が共同で設置していく必要があることを再確認し、事業の理解を深めていただくために、地域住民を含め、3 市全域での説明会を継続して行い、住民が参画できる枠組みの検討を行うとしております。

(3) の事業の推進に向けた今後の取り組みについてですが、こちら、3 市市長及び組合管理者が出席する説明会を開催し、衛生組合での予算措置のもと、事業に係る基本構想等の策定を行うとし、平成25年1月8日付で締結した確認書については、ここで事業推進の方向性を確認したことで、その目的を達成したため、今後は、事業進捗の進め方について新たに合意形成を行うとして、インデックス資料の3-3にありますとおり、「3 市共同資源化事業に関する確認書」を3 市及び組合の4 団体で締結したものでございます。

続きまして、資料3-4でございますが、こちらにつきましても、委員さんから「地域住民の理解を深めるためには、現状の課題とか問題について意見が出ているものを明記し、審議会の皆様にお知らせすべきではないか」とのご意見をいただいたことから、施設整備地域連絡協議会での委員の意見に対する4 団体の対応について、また、施設建設に関する要望等に関する対応についてをまとめさせていただきました資料を配付させていただいたものでございます。

私のほうからは以上です。

○（会長） 松本ごみ対策課長。

○（松本ごみ対策課長） 私のほうから、平成29年度以降の資源物処理につきましてご説明いたします。

お手元にごございます資料3-5、こちらを、すみません、ご覧ください。

こちらに記載していますように、変更は主に2 つになります、真ん中から上でございますが、まず、缶・瓶・スプレー缶、こちらの処理につきまして、平成29年5 月から、3 つの品目につきまして、武蔵村山市内の事業者において処理を行う予定でございます。

記載のとおり、アルミ缶、スチール缶につきましては売却を行いまして、

瓶につきましてはカレットということで、色別に3つに分けてまして容器包装リサイクル協会へ委託するものでございます。なお、スプレー缶につきましては、民間事業者へ処理の委託を行うことを予定しております。

次に、表の真ん中から下になりますが、粗大ごみ・小型家電等につきましては、こちらにつきましては、平成29年の5月から、このような、市内の立野において、選別倉庫を市のほうで借りる予定を考えております。

こちらの中において、粗大ごみにつきましては、そこに含まれている金属類、こちらの資源について手で抜き取る作業を行い、また小型家電につきましても抜き取りを行いまして、この2つにつきましては売却を行いまして、それ以外につきましては、小平・村山・大和衛生組合へ搬入して中間処理等を行っていくものでございます。

③にございます蛍光管、乾電池、こちらにつきましても、選別保管のほう市内立野で行いまして、その後につきましては民間事業者へ委託のほうとリサイクルを行うということで考えております。

したがいまして、本年4月末までは、桜が丘のほうの暫定リサイクル施設で処理をするという形で考えております。

2枚目でございますが、こちら、剪定枝の処理の関係でございます。こちら、平成29年4月からの予定ということで、大きく3つに処理の工程を分けております。

一番上の①でございますが、こちらにつきましては、市で所有しています一次破碎車が、車両がございますので、希望される農家さんの農地へ車両を出しまして、そこで一次破碎を行うことを考えております。

真ん中にいきまして②でございます。こちらにつきましては、農業者さんの枝木の処理でございます。民間事業者のほうへ搬入調整を、市のほうで図りましたので、そちらのほうへ搬入をお願いするということで考えております。

一番下でございます。今までの剪定枝チップの関係でございますが、こちらにつきましては、希望される農業者さんの方から事前に連絡をいただいて、その連絡に基づいて、市のほうで、市内の公園街路樹等の剪定枝を委託によって三次チップ処理を行いまして、それをご希望する方へお届けするというもので、4月から、流れを変えるものでございます。

以上です。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） それでは、都市計画課からご報告いたします。

去る3月24日金曜日、25日土曜日の2日間、延べ3回にわたりまして、街づくり条例の規定に基づいて、「（仮称）3市共同資源物処理施設と都市計画の手続きについて」の懇談会を開催いたしました。

本日は、懇談会の際に使用した資料を参考までにクリップどめで、机上に配付してございます。

当日は、こちらの資料を用いまして、都市計画課及び衛生組合が説明を行い、これに、ごみ対策課を加えた3者が市民の皆様と懇談いたしました。

懇談会は、延べ73人の方のご出席をいただきまして、寄せられたご意見も多く、現在、取りまとめの作業中でございます。したがって、懇談会の件につきましては、次回、5月に予定しております本審議会で、報告事項として取り上げさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○（会長） 報告が終わりました。質疑があれば承ります。

○（委員） この資料はありがとうございました。前回の審議会で、やはり審議委員の皆様が3市共同の施設に関して、ほとんど理解をされていない上で審議をすることに関しては、意味がないのではないかと、私は思いまして、資料請求をさせていただきました。

何点か疑問等もございますので、きょうは審議の場ではないので、意見等含めてお話をさせていただきたいんですけども、この資料の3-1の「3市共同資源化事業に関する基本事項について」ということで、先ほど説明がございましたけれども、1番の、「4団体は、3市共同資源物処理施設を整備するに当たって、想定地周辺地域住民の理解を得ることを前提とし、協調して事業を推進する」ということで、しっかり、ここが一番大事なことで、地域住民の理解を得るということで、前提として進めるということにありますけれども、それで次に、3番目に、「地域住民の理解が得られたかの判断は、事業説明の結果をもって推進本部の場において行う」という説明がありました。

先ほど、説明会でもございましたように、想定地域の多くの方が事業の計画に反対をしています。反対の要因については、妥当性とか選定理由、施設の安全性、施設のイメージ、行政の対応が考えられるということで、参加された地域住民の事業に対する理解が得られたとは言いがたいという話がありました。

それにもかかわらず、その意見書で締結した確認書については、これは資料3-2の7ページの一番下のところがございますけれども、平成25年1月8日付で締結した4団体の確認書については、ここで事業推進の方向性を確認したことで、その目的は達成されたということで、事業の方向性を確認したとしても、現実問題、住民の理解が得られていないので、目的を達成したということが、それが1つの疑問で、その点についてはいかなるのでしょうか。

○（会長） 片山参事。

○（片山参事） 今のご質問でございますけれども、その7ページ（2）にございますとおり、4団体、これは私ども組合を含めて3市のことでございますけれども、3市共同資源物処理施設、この施設につきましては、3市のごみ処理行政の枠組みの中で、非常に重要な位置づけにございまして、ごみ焼却施設の更新、それから粗大ごみ処理施設の更新ということにも関係してございますので、市民生活に必要不可欠な施設として、3市が共同で、公設で設置していくことを再確認という形をさせていただいております。

なお、私ども、この3市共同の資源物処理施設における容器包装プラスチック、こちらの継続した、また、安定した処理を前提としまして、既にごみ焼却施設の検討に入っております。12月には、市民を含めた懇談会を立ち上げまして、ご意見をいただきながら、ことしの5月から6月に施設整備の基本計画の素案を、12月には施設整備の基本計画をという流れで、今進んでいるところでございます。

以上です。

○（委員） 私は、一番大事なことが欠けているのではないかなと思うんです。地域住民の理解が得られたことを前提ということで最初進んでいるのに、現実問題は、現段階では、後ろにもありますように、地域連絡協議会が39回、39回もやっていて、実際には、状況的には理解をしているとは考えられない状況を私は確認しております。

今回、先ほど神山課長がお話しした街づくり条例についての懇談会、3回行なっています。私も1カ所、参加をさせていただきましたけれども、この参加には、今までいない住民の方も参加されたように思いました。そういった意味では、住民との合意形成がなされていないということで、かなり反対の立場の方がほぼいらっしゃいました。

そういった意味では、現時点で、この施設に関しては、実際に、組合議会でも、前回でもお話をしましたけれども、この組合議会でも賛否が拮抗している状況にあるということは、何らかの問題があるということだと思います。現状で進められて特に問題はない状況であるので、やはり一度立ちどまって再考するべきではないかと私は思います。

○（委員） 先日も、3月24日の日に、私は全然というか、木戸岡さんが言われるように、それほど詳しい知識も何もなく、一応出たんですけれども、市民全体が合意形成というか、ちょっとやっぱりあの場では、ほとんど反対意見ばかりで、賛成意見というのは一つもなかったですね。多分、全部が、100%市民が合意するというのは、これは無理なことだと思うんですね。

それとあと、ちょっと参加して思ったことは、やっぱり環境問題でVOCガスですか、そういうことが、そういうのが出て危険だから、要するに100メートルぐらい離れたところに食品スーパーがある、危険だという意見がありましたよね。それとか、またあとは、オリンピックが終わるまで待たほうがいいのかね、そういう意見もありましたよね。

そういう意見をいろいろと聞いていますと、今現在、そういうペットボトルとか、そういう容器プラスチックですか、その処理が、今、何か民間で委託されているそうですね。それで、民間で委託すれば、値段も何か安いなんて言われていましたけれども、ただ、あれほど立派なというか、厳重な、環境もあれにはならないと思うんですね。

だから、その環境問題をもっと言うんだったらば、やっぱり早く完成させなくちゃいけないし、かといって、また、そういういろいろな意見が、反対があるというんだったら、やっぱりそれは、また延びちゃうでしょうし、だから意見が、その辺のことで、我々はその近所じゃないから、第三者的な目で、自分のところに迷惑がかからなけりゃいいやと、つい思っちゃうんですけれども、環境問題から考えていただければ、本当に多分民間の業者がやるよりは、いい環境基準になるんじゃないかなと思うんですけどね。ただ、お金がちょっとかかるみたいな話ですけどね。

一応、これは感想です。

- （委員） 私は、この都市計画審議会の立ち位置がちょっとよくわからない部分があるんですね。現実問題、この３市の共同のものに関しては、前回神山課長が説明した、このスケジュール等が出ていて、もう６月には今の施設の解体工事を始めるという、都市計画審議会の方もきっと知らないと思うんです。基本的にはもう工事を始めて、やるっていうことを前提で進んでいるようにしか思えないという。じゃ、この都市計画審議会は、申しわけないけれども、何なのかという部分が一つちょっと疑問に感じる部分があるんですね。

現実問題、都市計画審議会で、審議で否決になったら、基本的にはできないと思うんですけれども、この辺に関して、ちょっと疑問に感じることもあるんですけれども、それについて何かお答えできる方っていらっしゃいますか。

- （会長） 松本ごみ対策課長。

- （松本ごみ対策課長） 先ほどですね、衛生組合のほうからも説明があったわけですが、今後ごみの処理の枠組みとしては、この３市の組織市をもって今後も続けていくということで、今回、資料３－２にも出させていただいたように、そこの観点をやっぱり大きく市として考えて、改めてこの事業を進めていくという立場をとっております。

したがって、現在、衛生組合のほうでは、昨年１２月から焼却炉の更新に向けた懇談会ということで立ち上げておりまして、その中で焼却炉の規模等、位置と、そういうところも含めて懇談をしているというところなわけですが、やはりそれにつきましては、あくまでも東大和市のほうで、容器包装プラスチックとペットボトル、こちらの２品目の処理施設を設置していくという前提で、焼却炉の規模等も含めて議論がされているというところでございます。

したがって、やはり迷惑施設と言われてしまうような施設ではあるわけですが、ただ、今後、最終的には焼却炉の更新をしていかなければいけないという、そこのところも含めた中で、必要な施設という位置づけで、東大和市が考えておりますので、そこの必要な施設という観点で、ぜひご議論いただければというふうに考えております。

以上です。

- （委員） この資料をちょっと見させていただくと、今の環境部の意見ですと、審議会そのものが市の下部組織的な、何かイメージの説明のような言い方をされていますけれども、あくまでも都市計画審議会は独立的な有識者の参画によってできている委員会というふうに私は理解しております。

私の、個人的には、安全・安心に向けた行政の取り組みは、ここの意見一覧3-4に書かれているように、より多くの方のご理解いただくための真摯に努力していくのはやっぱりしっかりベースに持って、やっていただくのがいいのかなというふうに思っておりますので、この合意がというふうなお話は、市民の方にはそういう話は多分通じないんじゃないかなというふうに思います。

よって、丁寧な説明をされるということを、私としては希望しております。

- （委員） ただいまの説明を聞きますと、市のほうは、早急にこの資源のほうの施設を建てたいというような話だったと思うんですね。当然市民のほうとしては、なるべくもうちょっと理解を得てからにしてもらえないかというようなことだと思うんですけれども、一応7ページの事業の今後について、1の一番最後のところに、先ほど説明もありましたけれども、地域住民の事業に対する理解が得られていないというようなことですので、今後、何回か説明会も行っているようではありますけれども、何か違う方法で理解が得られるようなことを考えていらっしゃるかどうかを、ちょっとご意見聞きたいんですけれども。今までの説明会以外に、何か違う方法でという、皆に知ってもらうような。

- （会長） 田口環境部長。

- （田口環境部長） 違う方法で何か考えているかというところでございますが、先ほどから、ご説明を申し上げますとおり、この3-2のところの一番最後のところですね、市長の公印等が押してあるところの上段のところに、「地域住民を含め、3市全域にわたって説明を継続して行う。また、住民が参画できる枠組みを早急に確立し、その信頼を得て事業を進める」というふうな記載がございますが、この記載をもとに地域連絡協議会というのを設置しまして、実際には、資料3-4の一番最終のページのところにありますとおり、既に40回近くの協議会を開催させていただいておりますが、いまだになかなか理解が得られていないというのは事実でございます。

私ども行政が建てる施設でございますので、当然、安全・安心というところ

ろに対しましては、最大限の配慮をする必要があるというところから、日本の中にあります施設において、同様な施設で、大阪にあります寝屋川の施設の視察なども行っていただきまして、そこで行っている環境対策に加えまして、環境対策をより高いものにしていこう、また、環境基準におきまして、現在国が定めております環境基準を遵守するような施設ではございませんが、その施設を建てるに当たりまして、内部的な基準を、高い基準をつくりまして、そういった安全基準を守っていこうというふうな形で、現在の計画を進めてございます。

私どもといたしましては、そういった安全対策は、十二分に対策を行っていききたいというふうには、もう根本からそういうふうな形で思っておりますので、そういったことのご説明は申し上げておりますが、やはりなかなか、こういった施設を地域の方々が受け入れにくいということは、十分認識している必要はございますけれども、引き続きそういったところも含めて、施設規模をなるべく、こちらのほうも小さくしたりですとか、そういったところの対策、搬入に対する地域住民の方からいただいたご意見を、幾つか反映できるような施設の計画も持ち合わせてございますので、そういったところも含めて、ご説明を申し上げていききたいというふう考えております。

○（会長） 片山参事。

○（片山参事） 部長が申したとおり、地域連絡協議会を中心に、丁寧な説明を継続させていただきたいと考えてございますけれども、今半径800メートルで44団体という自治会またはマンションの管理組合がございまして、機を見て情報提供をさせていただいております。今参加されているのは12から13団体でございまして、やっぱりその他の団体についても情報提供を図るとともに、出前説明を行いますよというPRをさせていただきまして、自治会で、またマンション管理組合で、呼んでいただければ、私どもから説明に伺うと、このような姿勢で臨んでございます。

○（委員） 私は桜が丘地区の一市民でございしますが、市民としましての考え、そもそも専門家じゃございませんが、基本的に豊洲の、東京都のみたいな、ああいう、有毒金属、重金属が出るような場所とか何とかでなければ、大体、今の近代技術は、密封されれば外に漏れないんでしょう。それは前提で厳しくしているわけでしょう。だから、ただ迷惑施設が嫌だというのもこれもエゴだし、かといって説明がきっちりしない、平行線30回やったって、嫌なのは嫌なんじゃないの。

だから、東京都みたいに第三者の専門委員によって、そういう、行政でつ

くって、専門委員でやれば、ちゃんと基準があるんだから、今のこの技術で、そんなの漏れてダイオキシンが出るとか、そんな施設なんかあり得ないですよ。市長なんかクビになっちゃう。

あんなの嫌だっていうんじゃ、子供ら甘えっ子だから、きっちりそれを、説明した基準できっちりやれば、もうそもそもの土地が汚染物質とか、密閉されていない、漏れちゃうとか、放射能みたいに、それらのきっちり説明を、第三者の専門委員会をつくってないの、あるいは議会で議決してないの。議会と専門委員をやるとか。

こんなのをやったら平行線じゃない。素人同士、僕らだってわからないよ。コストの金額だってわからないし、検討する場じゃないんだし、こんなの。その事業のビジビリティってのは。でしょう。だから、何か堂々巡りで時間のロスだなと。きっちり基準ができりゃ、きっちり。反対はいつだってあるじゃないですか。反対のない社会なんかないですよ。それは前提ですから、これはいいんですよ。議会の決議とか、２段階できっちりやれば、みんな安心するんじゃないですか。

○（会長） 片山参事。

○（片山参事） 今専門家の委員会というお話がございましたけれども、こちらについては設けてございません。ただし、土壌調査、土壌につきましては、事前に調査をいたしまして、問題ないと、汚染されていないという状況はわかっているという認識をしているという状況でございます。

○（委員） いや、土壌を言っているんじゃないんで、そこに第三者を、専門家だけが、第三者もきっちりやった答申が出れば、それに反対する人はいないでしょう。

○（会長） 田口環境部長。

○（田口環境部長） 今委員からお話がありました専門委員会をつくればというところでの話で、今、衛生組合のほうからも回答がありましたように、専門委員会は設置はしてございませんが、現実的に、現在、衛生組合が建設しようというこの施設におきましては、同様な施設としまして、先ほどもお話をさせていただきました大阪の寝屋川に「かざぐるま」という施設がございます。これは同じように、ペットボトルと容器包装プラスチック、こちらは専門委員会もつくっておりまして、そちらで一定の評価をされております。

また、この施設におきましては、裁判も起こされておりまして、また公害等調整委員会にも提出をされた中で、裁判におきまして、そういった因果関係は見当たらない、また公害等調整委員会におきまして、この施設における内容につきましては申し立てを却下されているというふうな形の同等な施設をつくる予定でございます。

当然、施設におきましては、負圧化をするのですとか、環境対策を、十分に対策をとって、寝屋川と同様なものとして、また、今回建設をするに当たりまして、環境影響調査も組合のほうでも実施をしてございまして、環境対策におきまして実施をすれば、影響は小さいものというような判断をされておりますことから、環境対策に対しては十分な対策をとっているというふうに、私どもとしては考えているところでございます。

以上です。

- （委員） 先ほど委員から、ちょっとお話もありましたけれども、現実問題、ただ反対しているだけじゃ、住民はただ反対しているだけではないです。現実問題、東大和に関しては、東村山もそうですけれども、今の民間委託で特に問題なく、今できている状況の中で、また、この施設を建設するに当たって、当初13億だったのが、もう26億弱になって、場合によっては30億、40億っていう話もありました。

そういった部分では、現状のままで進めることはできるのではないですかという、そういう意見も大半なんですね。そういった意味で、ただ反対をしているというだけではありませんので、その点をご理解ください。

- （委員） この間ね、説明会でやっぱり聞いていたときには、環境問題と、今言われたように現状の維持ということだと、やっぱり矛盾するよね。両方ともの人が反対なんですけどね。

やっぱり民間委託だと、どうしても規模が小さいから、普通の建物の中で処理したりなんかしますから、だから多分その周りの人は、新しい今度の施設ができるよりは、そういうガスなりなんなりが、害があるわけですよ、人にはね。だから、現状維持だとそういう環境問題が、環境問題を言われる人にすれば、あるんじゃないかなと、この間は確かに思いましたね、それでね。

だから、同じ反対でも、要するに環境問題を言う人と、環境問題じゃなくて現状維持で、お金が民間委託のほうの方が安いから、そのままにしておいたほうがいいよという意見もありましたし、そうすると、民間委託だと多分

環境問題は悪いと思いますね。

○（委員）　そうですかね。密閉されて、現実にはやっていて、裁判でもあれで、それで環境基準をちゃんと明示しているわけでしょう。してないわけじゃないでしょう。基準をクリアしていますと言っているんでしょう。説得力が足りないか、努力が足りないか、反対は永遠に反対だと思いますよ。

○（委員）　何の話か、さばさばしちゃって、幅が広がりすぎてしまって。現実、民間委託でできて、特に問題ないという状況ですので、現実問題、一番初めにしなければいけないのは、小平の焼却炉、施設がもう老朽化しているので、そこがまずスタートしなければいけないのかなというふうに、わかります。

現状で、そんな26億近くもお金をかけて、でしたら、一度立ちどまって、この高騰な時期に、わざわざやるべきではないんじゃないかなというふうな意見です。

○（委員）　議会のほうはどうなっているんですか。かけるとか、かけないとか。

○（会長）　松本ごみ対策課長。

○（松本ごみ対策課長）　当市の場合、ごみ処理につきましては、一部事務組合ということで、小平・村山・大和衛生組合の構成市として参加しておりますので、小平市、武蔵村山市とあわせて、ごみの処理につきましては、中間処理につきましては、一部事務組合という、そちらの一部事務組合議会において、派遣議員を出させていただいた中で議論しているというところでございますので、特別この事業が市の単独事業ではないものですから、現在市議会においての議決等、そういったものには直接的には今は影響はしていないものと考えます。

以上です。

○（委員）　じゃ、委員会もつくっていないということだ。

○（松本ごみ対策課長）　委員会につきましても特別設けておりません。基本的には一部事務組合で事務は処理するということで、衛生組合のほうで処理しております。

○（委員）　議論しただけで説得できるという考えはやっぱり甘いよね。だって、第

三者みたいにちゃんとあったり、議会の専門委員会をやれば、専門のあれだから了承していけるんじゃない。それでも反対だったら押し切ってやるしかないじゃない。

○（会長） 松本ごみ対策課長。

○（松本ごみ対策課長） そういった意味ではですね、私ども末端自治体は一般廃棄物の処理責任がかかっておりますので、当然環境面等、そういったものには当然配慮をしながら、滞りなく、焼却ごみ含め、リサイクルもあわせて、全体をバランスよくごみ処理できるような形で進めなければいけないという立場にございますので、少しでも多くの方にきちんとして説明か、情報をきちんと開示をしながら、ご理解いただけるような形で、今後この事務を進めていかなければいけないというところであります。

以上です。

○（会長） 伊藤計画課長。

○（伊藤計画課長） 組合議会の話が出ました。衛生組合ということで、こちらのほう、3市で運営されているんですが、各市4名ずつ、12名の方の派遣という形で議会を構成させていただいております。こちらの、今おっしゃいました議会のほうはどうなっているんだということで、まず、平成28年度の建設費を含む当初予算ということで、平成28年度の2月の議会で予算の議決をいただいたところでございます。

その後に、いろいろ建設費の高騰というふうなところがございまして、平成28年11月の議会におきまして、補正予算という形で上げさせていただきまして、こちらで議決をいただいてというふうなところでございます。

さらに、その補正が通りまして、組合のほうで入札、業者の決定をしていくというところで、そっちをあわせまして、平成29年1月に業者決定の、こちらのほうの議決をいただいてというところで、流れ的にも議会のほうの議決を経てというところで、事業を進めているという状況もございまして、そちらのほうを説明させていただきました。

以上です。

○（委員） 参考までに、今、組合議会ですけれども、東大和市に関して4人ということで、議決に関しては、東大和市4名中3名は反対、1名が賛成。全体で、小平と東村山と12名いますけれども、それも意見が拮抗している段階

で、議長採択で賛成になったという実態があります。

- （委員） 資料の３－５の２ページ目の剪定枝の処理について、今まで４月から、剪定枝のチップの提供の方法が変わるということなんですけれども、ここに利用料金の記載がないんですが、料金に、その改定があるのかということと、その一番下の搬入場所が、チップを利用する農業者の協力となっているんですけれども、これは農業者の方の畑という認識でいいのか、そこだけちょっと。細かいところで申しわけないです。

- （会長） 松本ごみ対策課長。

- （松本ごみ対策課長） 費用という面におきましては、こちらの表の②の真ん中ですね、農業者さんが直接民間事業者のほうへ処理で持ち込む、ここに付きまして費用負担をお願いするものでございます。

次に、２点目でお話が出ましたチップの、一番下になりますが、搬入場所、こちらにつきましては、市有地でなかなか設置困難だという状況がございますので、農業者さんの農地を一部提供していただきたいということで、調整を進めております。

以上です。

- （委員） これは、各農業者の方のというのじゃなくて、ある畑を、耕作地をたくさんもっていらっしゃる方に協力していただいて、それぞれのところ、個々に搬入場所として設置をするのではなくて、１カ所協力いただくという認識でよいのかどうか。

- （会長） 田口環境部長。

- （田口環境部長） このチップの利用をする農業者さんのご協力でございますけれども、基本的にはまだ詳細、農業者さんのほうに全体像のご説明を申し上げ、ご理解をいただいたところでございますが、搬入の時期を一定の期間という形で、例えば６月に、じゃ搬出しますので、その時期の１週間ぐらいそこに置いておきますから必要な方は、ご要望があった方に、そこにとりにきていただくような形のことを考えております。恒常的にここに置くというふうなことは、今のところは考えておりません。

そういった意味で、短期間というふうにご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

- （委員） 今の関連なんですけれども、確認なんですけれども、この剪定枝のチップ化ですか、これは今まで市のほうで、市の施設ですか、行っていたんですけれども、今後こういう状態になりますけれども、この剪定枝のチップ化につきまして、今後、今までのような施設をまた、今度解体になっちゃうんですけれども、つくって、また再度こういう施設を稼働する計画があるかどうかというのはどうなんでしょうか。

- （会長） 田口部長。

- （田口環境部長） 現段階ですと、市有地等、工業地域にそういったところの持ち合わせがないということもございまして、現在はそういった計画は持ち合わせておりません。

以上です。

- （委員） 市のほうとしては、また、こういう計画をすることはありますでしょうかというか、そういうことです。

- （会長） 田口部長。

- （田口環境部長） 現段階ではそういった計画はございませんが、将来的なことでしまして、こういった形でごみ処理が、国の動きも含めて、多摩地域の全体的話もございますので、ゼロかどうかということになりますと、ゼロではないとは思いますが、現在の段階では大変難しい内容かなというふうには思っております。

以上です。

- （委員） はい。わかりました。

（発言する者なし）

- （会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年度第4回東大和市都市計画審議会を閉会といたします。お疲れさまでした。